

# 東京女学館大学

平成 22 年度 大学機関別認証評価  
評価報告書

平成 23 年 3 月

財団法人 日本高等教育評価機構



## I 認証評価結果

### 【判定】

評価の結果、東京女学館大学は、日本高等教育評価機構が定める大学評価基準を満たしていると認定する。

### 【認定期間】

平成 22(2010)年 4 月 1 日から平成 29(2017)年 3 月 31 日までとする。

### 【条件】

採用が内定している教員の着任も含めた一連の人事計画が円滑に遂行される必要があるため、平成 24(2012)年 7 月末に専任教員の確保及び適切な配置に関する改善報告書（議事録など直近の 1 年度分の根拠資料を含む）を提出すること。

## II 総評

建学の精神を「日本婦人のもつ潜在的な可能性を解放し、世界の女性と対等に交際できる人材の育成」、基本理念を「実践的な語学能力とリーダーシップを身につけた教養人を育成」「国際交流や国際協調に貢献できる人材を育成」と規定している。これらは、入学式・卒業式の祝辞、大学案内、ホームページなどを通じて学内外に示されている。

教育研究の基本組織として 1 学部 1 学科と図書館などの附属施設が設置され、教育目的を達成するため 3 コースを設けている。教育研究に関わる意思決定機関は教授会であるが、その傘下に各種委員会が設置され、大学の使命や目的に則り適切に運営されている。

教育課程は、建学の精神に基づき、教育目的や目標を掲げ、基礎科目・専門科目・課題研究科目群・資格科目群などを体系的に編成し、各科目の授業計画や年間行事も学生に明示し、「授業アンケート」などを通して教育目的の達成状況を評価・点検している。

アドミッションポリシーを明示して多様な入学試験を実施しているが、収容定員充足率が低いと、学生確保の一層の努力が求められる。就職・進学支援として、学生支援 GP（新たな社会的ニーズに対応した学生支援プログラム）「卒業成長値を高める『10 の底力』」や学生支援推進プログラム「～出来る就活～学生の就職に関する強化支援プログラム」などに取組んでいる。

専任教員の採用・昇任方針は規程に明示され、教員の教育担当時間も適切であり、年齢構成もバランスがとれている。科学研究費補助金の申請・採択は評価できる状況であり、外部資金獲得に向けて努力を行っている。教員間の授業相互見学や授業評価において高い評価を受けた授業を他の教員が見学できる制度を設けて教育研究活動活性化に努めている。

職員の組織編制を規程に定め、採用・昇任・異動についても規程に則り適切に運営され、職員の能力と資質の向上のための取組みも実施し、教育研究支援のための事務組織の構築と職員の協力体制の構築に努めている。

管理運営については、諸規程に審議事項を定めている。管理部門と教学部門は緊密な連携が図られており、自己点検・評価は積極的な取組みを行っている。

収容定員充足率が低いため大学部門は帰属収支が赤字の状態であるが、法人全体では特に問題のない水準にある。会計処理は適切に行われており、外部資金の導入についても積極的に取り組んでいる。

設置基準を上回る校地や校舎を有し、教育研究目的を達成するために整備され、適切に維持・管理されている。施設設備の安全管理については、法令に基づいた保守点検を実施し、学生の意見を反映させた快適な教育研究環境作りに全学で取り組んでいる。

社会連携に関しては、各種公開講座などへの大学の人的・物的資源の提供、地域社会や地元住民などへの大学施設の開放、企業や国内外の大学、また地元住民との交流の構築、大学祭の際のホームカミングデーを通しての同窓生との交流などを行っている。

個人情報保護、ハラスメント防止について規程を整備して適切な運営に努めており、社会的機関としての組織倫理が確立されている。危機管理に対する対応体制やマニュアル策定も準備し、警察との連携による防犯対策も実施している。教育研究成果の社会への公表は、紀要、ホームページ、高校への出張講座、公開講座などを通して積極的に行っている。

### Ⅲ 基準ごとの評価

#### 基準 1. 建学の精神・大学の基本理念及び使命・目的

##### 【判定】

基準 1 を満たしている。

##### 【判定理由】

大学は、建学の精神を「日本婦人のもつ潜在的な可能性を解放し、世界の女性と対等に交際できる人材の育成」とし、大学の基本理念を「リベラルアーツ教育によって国際的な視野と課題探求能力を養い、実践的な語学能力とリーダーシップを身につけた教養人を育成し、国際交流や国際協調に貢献できる人材を育成する」としている。

学内外に対する建学の精神及び大学の基本理念の広報活動としては、理事長の入学式や卒業式の挨拶、大学各種イベントのメッセージ、学内報、保証人向けの広報誌「TJKC クォーターリー」、学園全体の広報誌「東京女学館ニュース」、大学案内、募集要項、ホームページなどを通して行われている。

大学は、その使命・目的を学則第 1 条に「新しい時代の要請にこたえて国際社会に貢献することのできる女性の育成」と定めている。これは、国際教養学部教育の目的である「国際教養学部は、学術の中心として広く豊かな知識を授け、民主主義社会の担い手となる高い倫理観及び職業観を培うとともに、国際的な視野を養い、専門の学芸を教授研究し、国内外でリーダーシップをもって社会に貢献することができる女性の育成を目的とする」として具現化されている。

学内外に対する使命・目的の広報活動は、教授会や職員会における学長の講話、入学式、卒業式などの学校行事の際の学長の式辞、Semesterごとに実施するオリエンテーション、大学要覧、ホームページ、募集要項、大学案内などを通してなされている。

## 基準 2. 教育研究組織

### 【判定】

基準 2 を満たしている。

### 【判定理由】

教育研究組織として 1 学部 1 学科を設置し、教育研究施設として図書館や「日本文化資料室」などの附属施設が設置されている。国際教養という学部教育の目的において 3 コースを設け、「外国語委員会」「資格関連委員会」「教務委員会」が運営を担当している。

大学全体の運営は、「大学評議会規程」「教授会規程」「組織運営規程」「事務組織規程」に則った体制で行われ、教育研究上の目的に沿って、それぞれの組織が相互に連携しながら活動している。

教養教育の企画運営を担当する組織は設置されていないが、平成 21(2009)年度、学長直属のワーキンググループが組織され、教務委員会と連携して活動を行い、必修科目の内容の見直しを図ることによって、教養教育及び初年次教育の成果を高めている。

教育目標としての「国際的にも通用する総合的な教養」には多様な科目が必要とされるが、単科大学という制約があるため「首都圏西部大学単位互換協定」や海外の提携大学との単位互換制度を活用して、教育目標の実践に当たっている。

教育研究に関わる意思決定機関は教授会であるが、重要事項については「大学評議会」の審議、または学内委員会の決定を経て教授会に提案され審議されている。各種委員会の活動方針、教授会規程は大学の使命・目的に即して規定、運営されており、教務委員会が「授業評価アンケート」、学生委員会が「学生アンケート」やオピニオンボックス、自己点検委員会が「保証人へのアンケート」を実施して、学生と保護者の要求に対応できるよう組織を整備している。

## 基準 3. 教育課程

### 【判定】

基準 3 を満たしている。

### 【判定理由】

建学の精神に基づき、「国内外でリーダーシップをもって社会に貢献することができる女性の育成」を目的とし、その実現のため、国際教養教育、日本や諸外国の文化理解などの 5 つの教育目標を設定し、「少人数の討論・対話型授業」「留学の奨励」などの教育方法を採っている。

教育課程は、基礎的分野・専門分野・課題研究科目・資格科目から体系的に編成されており、インターンシップ実習、フィールドワーク及び学外授業、外国語教育における習熟度別編成、コーディネーター制度などを行っている。

コミュニケーション能力などの社会で必要とされる基礎力の向上を目指した「卒業成長値を高める『10 の底力』」は、学生支援 GP（新たな社会的ニーズに対応した学生支援プ

プログラム)に選定されており、全学的に取り組んでいる。また、「外国語委員会」を設置して語学教育に力を入れており、英語科目を多数開講し、資格制度の充実や高度な専門教育を提供している。更に、GPA(Grade Point Average)制度を導入して、履修単位指導などに活用されている。

授業評価アンケートは Semester 終了時に実施され、定期的に全学生を対象にした「学生アンケート」も実施し、学生生活全般についての学生の意識調査を行い、結果を各部署や委員会に公表している。就職状況については、「進路意識調査票」を通じてキャリアカウンセラーとの面談を実施し、就職先が内定した場合には、「就職活動報告書」をキャリア開発室に提出させている。企業に対しては、「就職情報交換会」に積極的に参加し、企業の意向や学生に対する要望などを把握するように務めている。

#### 【優れた点】

- ・少人数で対話型授業がなされている。アドバイザー制度やキャリアカウンセラー制度などを設け、手厚い個人指導を行い、個別の学生の希望に沿ったキャリア教育によって、卒業成長値を高める努力をしていることは評価できる。
- ・学生支援 GP の取組みである「10の底力」マッピング表をシラバスの冒頭に掲載していることは、授業科目との関連を明確にしたユニークな取組みであり高く評価できる。

#### 【参考意見】

- ・学業成績の評価が、点数表記ではなく評語 (A~F) によってなされているため、点数表記と評語の対応を学業成績審査規程に記載することが望まれる。
- ・1 Semester の履修上限が 26 単位であり、上限である 25 単位を超過しているため、是正が望まれる。

### 基準 4. 学生

#### 【判定】

基準 4 を満たしている。

#### 【判定理由】

大学としてのアドミッションポリシーを具体的に示し、多様な入学試験と編入学試験を実施しているが、収容定員充足率は、過去 5 年間未充足状態が続いている。

学生への学習支援体制としては、アドバイザー制度、留学制度、図書館による支援体制などがある。また、学生の意見をくみ上げるシステムとして、授業アンケート・学生アンケート・図書館利用者アンケートの実施やオフィスアワーの開設などによって学生の要望に答えている。

学生サービスや厚生指導は学生委員会と国際交流委員会が行い、学生に対する経済的支援のための制度として、奨学金制度及び授業料減免制度を設け、学生の課外活動支援として 5 団体のクラブ活動を支援し、大学祭 (秋麗祭) も開催されている。

学生の健康相談、心的支援、生活相談などを統括・運営する機関として「健康管理セン

ター」が設置され、ここでは学生の意見や要望などに対する回答及び具体的改善策なども掲示している。

就職・進学に対する相談・助言体制の整備・運用は、主に「キャリア開発委員会」が担当しており、平成 20(2008)年度学生支援 GP（新たな社会的ニーズに対応した学生支援プログラム）に選定された「卒業成長値を高める『10 の底力』」の推進や、就職支援のためのキャリア教育を実施している。

#### 【優れた点】

- ・就職・進学支援体制に、平成 20(2008)年度学生支援 GP や平成 21(2009)年度大学教育・学生支援推進事業などを取入れている点は高く評価される。

#### 【参考意見】

- ・収容定員充足率が、過去 5 年間未充足状態が続いているので、是正が望まれる。

### 基準 5. 教員

#### 【判定】

基準 5 を満たしている。

#### 【判定理由】

必修・選択必修ともに専門科目の専任担当比率は適切であり、教員の年齢構成もバランスがとれている。専任教員の採用方針は、基準、手続、選考委員会の組織・機能が各規程に明示され、昇任方針は、基準、手続、審査委員会の組織・機能も規程に明示されて整備されている。

専任教員の教育担当時間は適切であり、授業時間以外に学生の個別指導及び教育のため週 4 時間のオフィスアワーを実施している。「心理学実験 I・II」では TA( Teaching Assistant)を採用して授業の補助業務を行っている。科学研究費補助金の申請・採択は評価できる状況であり、外部資金の獲得に向けて努力を行っている。

FD(Faculty Development)活動については、「FD ネットワークつばさ」への加盟、研究開発支援総合ディレクトリ(ReaD)に全教員が登録するなど、前向きな取り組みを行っている。また、平成 22(2010)年度には、教員間の授業相互見学や授業評価において高い評価を受けた授業をほかの教員が見学できる制度を導入している。学生による授業評価とは別に、各教員が教育・研究計画と自己評価を学長に報告する「学長による教員評価」を実施している。また、紀要に教員の研究活動・社会貢献活動業績を掲載して、学内外に送付するなどして教育研究活動活性化に努めている。

#### 【改善を要する点】

- ・採用が内定している教員の着任も含めた一連の人事計画が、大学において進められているが、教育課程を円滑に遂行するためには、この計画が確実に実行される必要があり、改善を要する。

## 基準 6. 職員

### 【判定】

基準 6 を満たしている。

### 【判定理由】

職員の組織編制は、「東京女学館大学事務組織規程」に定められ、業務の効率化と学生サービスの維持を念頭に運営されている。職員の採用については、学校法人東京女学館の「就業規則」及び「教職員任免規程」で定められた所定の手続きを経て採用されている。昇任及び異動については、「事務職員任用等について（内規）」において昇任、「就業規則」第 19 条の 3 において異動を規定し、所属長により上申手続きが行われ常任理事会の承認を経て理事長が任命するなど、規定に則って適切に運用されている。

職員の能力と資質の向上については、 Semester 単位で大学事務局長が職員個々人と面談を行い、職員の業務の進捗の確認を行うとともに SD(Staff Development)に活用している。また、学生支援 GP（新たな社会的ニーズに対応した学生支援プログラム）「卒業成長値を高める『10 の底力』」の効果をあげるため、学生支援能力向上を目指して、教員とともに職員の各種研修会を実施している。更に、日本私立大学協会などの学外研修プログラムも利用して、職員研修を行っている。

教育研究支援については、学務課が授業及びカリキュラムに関する事務を担当し、研究支援の業務については、管理課が科学研究費補助金・各種団体の研究補助の事務を取扱っている。職員は、各種委員会組織に委員として参加して教員との連携を図り、定例教授会の翌日には原則としてスタッフ・ミーティング（職員会議）を開き、大学運営の状況の確認と部署間の連絡を行うなど、教育研究支援のための事務組織の構築と教員と職員の協力体制の整備に努めている。

### 【優れた点】

- ・ Semester ごとに、大学事務局長が職員全員と面談を行い、職員の計画・目標の確認や状況把握を行い、資質と能力の向上のための助言や指導が行われている点は、SD の取り組みとして評価できる。

## 基準 7. 管理運営

### 【判定】

基準 7 を満たしている。

### 【判定理由】

管理運営については、「学校法人東京女学館寄附行為」及び「学校法人東京女学館寄附行為実施規則」によって、理事会、評議員会及び常任理事会の運営方法や審議事項が定められている。理事長、理事、評議員及び監事の選任方法や職務内容については、寄附行為に

則って、適切に運営されている。

管理部門と教学部門の連携については、理事長が学長を兼任しているほかに、理事会、常任理事会への副学長・学長補佐のオブザーバー参加があり、評議員として副学長、学長補佐、大学事務局長が選出されている。更に、原則として毎週金曜日に「連絡会」が開催され、各部門の責任者が出席して、週単位の状況報告を行うとともに、常任理事会が8月と3月を除く毎月開催され、学校法人の業務執行について検討がなされるなど、緊密な連携が図られている。

自己点検・評価については、「大学評議会」のもとに全学的な組織である「自己点検委員会」を設置し、平成14(2002)年度より、自己点検報告書を毎年度刊行している。前年度の改善策を講じた結果、どのような進捗が図られたかを次年度の報告書で報告し、学長から当該委員会・部署に改善・向上の指示が出されている。また、平成17(2005)年度以降の報告書は、図書館で閲覧可能になり、平成20(2008)年度版はホームページにてダウンロード可能な形で公開するなど、積極的な取組みが見られる。

## 基準8. 財務

### 【判定】

基準8を満たしている。

### 【判定理由】

大学部門では、平成14(2002)年度の開学以来、入学定員未充足のため、学生生徒等納付金を中心とする収入が不足し帰属収支が赤字の状態が続いている。平成18(2006)年度に、財務改善のための「大学経営改革計画」、平成20(2008)年度には「定員割れ改善計画」を策定し、これらに沿って運営しているが、計画通りの数値を達成できていないので、更なる努力が求められる。しかし、法人全体では、近年は帰属収支の黒字が続き、負債比率も低下している。現金・預金・有価証券などの手許流動性が低い点には若干の懸念があるものの、全般的には、特に問題のない水準にあるといえる。会計処理は、法人本部で併設校も合わせて行われ、毎月公認会計士の監査を受けており、適切に処理されている。

財務情報については、資金収支計算書・内訳表ほか計算書類一式、財産目録、事業報告書、監査報告書を大学に備付けて、希望者が閲覧、コピーができる体制を整えている。また、資金収支計算書、消費収支計算書、貸借対照表については学校法人のホームページで公開し、内容の解説を加えている。

外部資金の導入については、創立「120周年記念募金」によって法人全体で多くの寄付金を募集したほか、文部科学省学生支援GP（新たな社会的ニーズに対応した学生支援プログラム）や大学教育・学生支援推進事業、定員割れ改善計画に採択され、補助金を得るなど、積極的に取り組んでいる。

### 【改善を要する点】

- ・大学部門は、設立以来、帰属収支の赤字が続いており、建直しのために長期計画が策定されているが改善に至っていない。特に、帰属収入に対する人件費比率が高く、早急な

改善を要する。

## 基準 9. 教育研究環境

### 【判定】

基準 9 を満たしている。

### 【判定理由】

校地・校舎の面積は、設置基準を満たしており、運動場、講義室、演習室、実験実習室、図書館、体育館、情報サービス施設、「健康管理センター」及び「日本文化資料室」などが教育研究の目的を達成するために必要なキャンパスとして整備されている。施設の日常点検を通じて修繕項目の把握と検討を行い、法人との連携のもと適切な維持・管理に努めている。

施設設備の安全管理については、定期的に検査を実施し不具合の指摘された部分の修繕を実施するとともに、建物の耐震診断を実施して必要な耐震補強工事を行っている。消防設備、昇降機、空調設備などについては、専門業者に法令に基づいた保守点検を委託し適切な維持管理に取り組んでいる。また、図書館の書架の転倒防止策を講じるとともに、構内のバリアフリー化についても段階的に整備を進めている。

全学禁煙活動が実施され、クリーンな環境の維持に努めており、学生の声を施設設備の改善に反映させる努力を行うなど、学生が学内で快適に過ごせる居場所作りに全学で取組み教育研究環境の改善に努めている。

## 基準 10. 社会連携

### 【判定】

基準 10 を満たしている。

### 【判定理由】

大学の人的・物的資源の社会への提供は、大学主催や地方公共団体などとの共催による公開講座、地方公共団体やその他の団体の各種審議会・委員会などに教員が委員として就任するなど積極的に対応している。放送大学への施設の貸出しや関東中学校高等学校女子ラクロス連盟の大会にグラウンド施設の貸出しを行っており、大学施設の開放に努めている。

企業や他大学との連携は、放送大学との単位互換協定、「首都圏西部大学単位互換協定」及びそれに基づく共同授業の実施、アメリカや中国の大学との交換留学協定、大学図書館間における学術情報の相互利用、並びにインターンシップによる企業との交流において構築され実施している。

地域社会との協力関係は、「町田市学長懇談会」や「相模原・町田大学地域コンソーシアム」への加盟、「町田市産業祭」「町田市街づくりフォーラム」、町田市立鶴間小学校でのボランティア活動に学生が参加するなど、種々の活動を展開している。また、大学祭の際に

ホームカミングデーを実施し、同窓生との交流にも努めている。

## 基準 11. 社会的責務

### 【判定】

基準 11 を満たしている。

### 【判定理由】

教育機関としての組織倫理については、職務上の行動基準を「就業規則」に規定するとともに、「公益通報者保護に関する規程」「内部監査に関する規程」「研究活動に係る行動規範」「公的研究費の取扱規程」「公的研究費不正使用防止計画」などの規程を整備し、適切な運営に努めている。個人情報の保護については、「個人情報保護の基本方針」「個人情報の保護に関する規程」を定め、その適切な保護に努めている。ハラスメント防止については、「ハラスメント防止に関する方針」「ハラスメント防止等に関する規程」及び「ハラスメント防止ガイドライン」を定め、その防止に取り組んでいる。

防災などの危機管理については、これまで慣例的に運用してきた手順を整理して、防災などの危機管理に関する緊急対応の体制及び大学防災マニュアルを策定し、当面の行動指針として機能する体制をとっている。防犯については、校内警備を専門の業者に委託するとともに、町田警察署の協力のもと護身講習会や痴漢対策などの防犯指導を実施するなど学生生活の防犯対策に努めている。また、「健康管理センター」に AED（自動体外式除細動器）を設置し、AED 利用の基本を身に付けるため、学内で教職員を対象に東京消防庁の救急救命講習会を実施し、日常生活での救命意識の高揚に努めている。

教員の研究成果については、年 1 回紀要を刊行し学内外に公表するとともに、ホームページにおいて教員紹介を行い、研究テーマや業績を公表している。また、高等学校からの要望に合わせ専任教員による出張講座の開催や、一般市民に対し町内会単位で一般市民への講座公開を進めるなど、教育研究成果の発信に努めている。

